

高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月1日から窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

本年4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証や被保険者証などを提示することで、1カ月の医療機関などの窓口支払いが一定上限額にとどめられます。これまでの高額療養制度では、高額な外来診療を受けたとき、1カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

なお、窓口支払いの上限額(1カ月あたり)は、所得に応じて異なります。



高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯などの方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で非課税世帯などではない方	必要ありません	「高齢者受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で非課税世帯などではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

※「認定証」の交付に当たっては、所得の申告などがされていない場合、適用区分の判定ができないため、申告などを済ませていただいた後の交付となりますのでご注意ください。

問い合わせ先
市役所福祉課 国保医療係 ☎ 2111 (内線 296)
豊田支所 地域振興課 市民生活係 ☎ 3111 (内線 131)

国民健康保険 加入・脱退 手続きは市役所窓口へ

国民健康保険に加入する方
国民健康保険に加入していただく方は、次の①～③をお持ちください。

- ① 勤務先で発行された健康保険証(本人と被扶養者)
- ② 市の国民健康保険証
- ③ 届け出する方の印鑑と身分証明書(運転免許証など)

届出がないと保険に重複加入していることになり、重複加入はご注意ください。勤務先を離職などした方は、次の①～④をお持ちください。

- ① 勤務先で発行される健康保険離脱証明書
- ② 届け出する方の印鑑と身分証明書(運転免許証など)
- ③ 年金証書(60～64歳の方)
- ④ 年金手帳(20～64歳の方)

社会保険などの扶養

「社会保険などの被扶養者となる主な認定基準」

- ・ 60歳未満の方は、年間収入が130万円未満の方
- ・ 60歳以上の方は、年間収入が180万円未満の方

・ 障害年金の受給要件に該当する方は、年間収入が180万円未満の方

なお、各保険者ごとに要件が異なりますので、勤務先の健康保険の担当者にご相談ください。

「健康づくりんご」がお伝えする 健(検)診はいいコト、たくさん!

健(検)診を受けていいコトは?

いいコト①	病気の進行段階がわかり、生活習慣の改善で予防が可能です。
いいコト②	病気の早期発見、早期治療が可能です。(早期発見は医療費の負担も少なくなります。)
いいコト③	市の健(検)診は、1項目当たり0～500円で安価です。

もったいナイ健(検)診の受け方は?

もったいナイ①	受けっぱなしで結果を見ナイ。(きちんと結果と向き合ナイ。)
もったいナイ②	結果を予防・改善に役立てナイ。
もったいナイ③	【要相談】【要医療】を「このくらいは大丈夫!」と自己判断で医療機関を受診シナイ。

今年の健(検)診、あなたは どうする?

どうする健(検)診①	申し込みできる健(検)診は「受ける」と○をつけて申し込みましょう。
どうする健(検)診②	市の希望調査で「職場で受ける」に○をした人は、職場で必ず健(検)診を受けましょう。
どうする健(検)診③	医療機関で「治療中」の方も、人間ドッグか特定健診、がん検診を受けましょう。

※健(検)診の詳細については、各世帯に配布する「健(検)診のご案内」をご覧ください。

健(検)診を受けた皆さんの声

- がんの早期発見だったので、腹腔鏡の手術で済み、リンゴの収穫もできる体力があった。本当に良かった。でもこれからは、せっかく助かった命を大切にしたい。
- 糖尿病が軽いうちに見つかり、ご飯より先に野菜を食べたり、甘いものを減らすなど、気を付けたら体重も減って、血糖値が下がった。また、血糖値が上がって動脈硬化が進むと困るので、これからは食事に注意し、歩くのを続けようと思う。
- 血液検査の結果から、病院で精密検査を受けたら胆石が見つかり、手術もしないで治療で治った。健診を受けたおかげです。

新しい保健指導員 478名が決まりました

2年任期(平成24年1月1日～平成25年12月31日)で各区より新しく保健指導員が選出されました。

市が行う保健予防事業などの協力や各地区で健康づくりのために研修会を開催するなど、市民の健康づくりの担い手として活動してまいります。

2月上旬から、平成24年度の各種健(検)診申し込み希望の取りまとめのため、各ご家庭に伺います。

問い合わせ先 市役所健康づくり課健康管理係 ☎ (22) 2111 (内線 242)

